

## 雨水浸透ます設置事業の拡大に関する意見書

「緑と水の公園都市」を目指す本市は、市民との協働で緑と水に囲まれた住みよいまちづくりに努めてきた。市内には神田川、仙川、野川などの河川があり、その清流を守っていくためにも地下水、湧水の保全が極めて重要な課題である。そのための施策として雨水を地下に返すのは大変有効であり、雨水浸透ます 1 基当たりの効果は年間約60立方メートルの雨水を地中に浸透させる効果があるという計算値がある。本市では、1992年から事業を開始し、昨年未までに市内で約4万基以上が設置された。一昨年には井の頭池の湧水量が復活して池の透明度が増したが、本市・武蔵野市両市に設置している雨水浸透ますを含む雨水浸透施設の効果と言える。

本市ではまちづくり条例に基づき新築時においては雨水浸透施設の指導の継続を徹底し、また、公共施設への雨水浸透施設の積極的な設置、歩道等の透水性舗装の整備など、雨水を地下に返す方法を多方面にわたり多角的に行ってきた。しかし、国が2003年度に事業を打ち切り、東京都も年々減少させていることから、近年雨水浸透ますの設置数が伸び悩んできた。新築時以外の設置には多額の費用がかかり、市民の協力のもとでの設置には行政の補助による促進が必要であり、水資源の保全には広域的な取り組みが求められる。

今年4月8日には本市、武蔵野市、両市民、東京都西部公園緑地事務所などが協力して「よみがえれ！！井の頭池」と題してシンポジウムを行い、市民の水循環、水資源に対する関心も高まっている。雨水の地下への浸透を行うことは湧水や地下水の保全になるだけでなくヒートアイランド現象の緩和につながるとも言われ、また近年発生している都市型水害への対応としても有効である。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、雨水浸透ます設置事業に対する補助金の復活または存続、増額を要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年6月28日

三鷹市議会議長 石 井 良 司